

### いわて年末年始無災害運動 実施中 令和6年12月1日～令和7年1月31日

**いわて年末年始無災害運動**  
実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日  
【準備期間：令和6年11月1日～令和6年11月30日】

**あなたの安全家族の願い  
年末年始も無災害**

本年においては、毎年、12月から1月にかけての寒気期に発生する転倒災害の約6割、交通災害の約5割が凍結など冬季特有の要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これらに加え、年末年始は、慣れだらしもなくなり、労働災害のリスクが高まる時期となります。

このため、「令和6年末年始無災害運動」では、労働者が健康で安全な労働の環境を確保し、労働災害の発生リスクを顕著に低減して労務を確保していくための意識的な取組と並行して、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連携しながら、労働災害の防止に向けた取組を強力に推進するものとする。



1. 転倒・滑り、足元・足指の凍結防止（凍結防止剤の活用）  
2. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
3. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
4. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
5. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
6. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
7. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）  
8. 凍結による転倒・墜落災害の防止（凍結防止剤の活用）

**冬季特有災害の防止**  
積雪・凍結による転倒・墜落災害の防止！敷地・通路の除雪、融雪剤、滑り難い靴の着用  
車両のスリップの防止！速度を抑え、早めのブレーキ  
雪下ろし時の墜落防止！ヘルメット・命綱着用徹底  
火災・火傷の防止！一酸化炭素中毒の防止！  
屋内での発電機等の使用禁止  
凍結・緩みの繰返しによる土砂崩壊防止！  
作業時の保温と体操の実施！  
強風によるハウス倒壊、除雪機械の有資格者作業の徹底！

### 冬季特有災害を防止しよう！

- 1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止**
  - 事業場の敷地等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見え易化を図る。
  - 事前所・工事等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所等の積雪・凍結防止のための踏み、除雪、融雪剤の撒布。
  - 工事現場の外側道路、事業場周囲の外側道路等の雪の吹き止め防止ネット等の設置。
  - 滑り難い靴等の着用徹底。
  - 作業時のヘルメットの着用。
- 2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止**
  - スタッドレスタイヤ、防滑用ワイバーなどの早めの交換。
  - 余裕を持った車両運行計画の作成。
  - 速度を控え、早めのブレーキ、急ハンドル・急ブレーキの徹底及び十分な事前確認の徹底。
  - 横上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えの徹底。
  - ブランクアイスバーンを予見した運転。
  - 運転席を離れる際の車止めの設置。
- 3 雪下ろしの際の災害の防止**
  - 作業開始前の履き足体操の発行。
  - 安全装置（滑り止め靴・凍結防止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
  - 転落の立入禁止の徹底。
- 4 火災・火傷の防止**
  - 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
  - 薪ストーブ等の可燃物の保管場所の防火圏の徹底。
  - 薪ストーブ、工事現場、宿泊舎等における火災取組責任者の選任、作業終了時、就寝時等の火災の点検の徹底。
- 5 一酸化炭素中毒の防止**
  - 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
  - 自然換気の不十分な場所では内部換気扇を有する機械を使用しない。また、換気での換気を行わない。
  - 工事現場における積雪によるコンクリート養生は、原則避ける。やむを得ず積雪を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。
- 6 凍結・緩みによる土砂崩壊災害等の防止**
  - 凍結・緩みの繰返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検。ごそくの掘削、土止め支保工の適切な設置。
  - 融雪・融雪水防止のため、作業箇所周辺、土質の固・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づき適切な措置の徹底。
- 7 作業時の保温・体操の実施**
  - 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
  - 作業開始前及び作業の合間の息を吐く体操の発行。
- 8 その他の冬季特有災害の防止**
  - 積雪・凍結によるハウス等の転倒・倒壊防止。
  - 雷害による感電防止。
  - 積雪による感電防止。
  - 積雪・凍結による高圧線に対する安全対策の徹底。
  - 積雪・凍結による高圧線設備の点検等による安全対策の徹底。
  - 積雪・凍結による高圧線設備の点検等による安全対策の徹底。

### 賃金引上げ特設ページ ～取組事例の紹介・平均的な賃金検索～

**特設ページを公開中!**

この特設ページには、賃金引上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金情報や労働環境など、賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。賃金引上げを検討される企業に、是非ご利用下さい!

**賃金引上げ特設ページのメニュー**

- MENU1** 賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2** 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3** 賃金引上げに向けた政府の支援策の紹介

**地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能**

いざ賃金引上げに向けても、いくらにすればいいか迷うこと、賃金情報には、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を定める上での参考としてお使いいただけます。

地域別平均賃金				業種別平均賃金			
地域	平均賃金	調査数	調査期間	業種	平均賃金	調査数	調査期間
岩手県	278.0	2,301	1,339.9	製造業	412.0	2,053	1,700
青森県	256.0	1,192	1,000.0	建設業	274.1	1,876	805.0
秋田県	251.0	1,361	1,020.0	卸売業	281.2	1,836	718.1
山形県	265.0	1,080	793.7	情報通信業	255.0	1,210	824.0
福島県	261.0	1,448	1,217.0	運輸業	251.2	1,833	835.0
茨城県	272.0	1,448	1,020.0	医療業	265.0	1,700	824.0
栃木県	272.0	1,448	1,020.0	教育業	265.0	1,700	824.0
群馬県	272.0	1,448	1,020.0	サービス業	265.0	1,700	824.0
埼玉県	272.0	1,448	1,020.0	金融業	265.0	1,700	824.0
千葉県	272.0	1,448	1,020.0	不動産業	265.0	1,700	824.0
東京都	272.0	1,448	1,020.0	総計	1,762	調査数	1,023

詳しくは賃金引上げ特設ページでチェック!  
<https://shateichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

令和6年10月27日より岩手県最低賃金が「時間額952円」に引き上げられています。引き上げ額は前年比で59円です。

賃金の引き上げを行う必要がありますが、いくらにすればいいか悩むときなどは、検索機能によって各地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。また、賃金引上げを実施した企業の取組事例を見ることができ、政府で行っている各種支援策を調べることができます。是非、賃金引上げ特設ページをご覧ください。

賃金引上げ特設ページはこちら



(参考) 年収の壁・支援強化パッケージはこちら



(参考) 103万円の壁 130万円の壁 これらの対応など

### 勤務間インターバル制度を導入しましょう!

平成31年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になっています。勤務間インターバル制度は、就業時間から翌日の始業時間までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。勤務間のインターバル時間を十分確保することにより、従業員の健康の維持・向上につながります。また、勤務間インターバル制度を導入し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることにより、従業員の定着・確保が期待でき、生産性の向上にもつながります。

勤務間インターバル制度の導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。



# 労働者死傷病報告事項が改正され、電子申請が義務化されます！

令和7年1月1日～

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、令和7年1月1日から以下のとおり改正されます。なお、電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

事業者の皆さまへ

## 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行


労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



- 1 事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- 2 被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食品製造従事者
- 3 傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名：負傷>切断  
傷病部位：頭部>鼻
- 4 災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- 5 国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を添付してそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。


また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

スマートフォンからの電子申請も可能です / 入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから厚生労働省HPにリンクします



以下の届出も電子申請が義務化されます！

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告



## 働き方改革の推進にご協力をお願いいたします。

令和6年4月1日から、建設業、ドライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用されています。

皆様へのお願いです。ご協力ください。

建設業では、週休2日制を見据えた適正な工期の設定が必要です。

トラックドライバーに関しては、荷待ち時間・荷役時間の削減と、再配達削減が求められます。貸切バスや送迎バス等の運転者に関しては、行程やダイヤの改善、休憩時間確保のため、SA・PAでの駐車ルールの順守が大切です。

医師に関しては、緊急ではない病状での夜間・休日の受診を避け、決められた診療時間内で受診しましょう。

みなさまにお願いがあります！

みなさまへお願い

適切な工期の設定を！  
荷待ち時間・荷役時間の削減を！  
行程・ダイヤについてよく話し合いを！  
受診は診療時間内に！



みなさまへお願い

建設業  
トラックドライバー  
バス運転者  
医師

